

旭川市林業担い手確保育成支援補助金交付要綱（第2条別表1）

区分	補助対象事業	補助対象者	対象経費及び補助率	交付要件
大型林業 機械	対象経費が1台当たり400万円を超える林業機械（高性能林業機械，林業用アタッチメント付バックホウなど）。	北海道林業事業体登録業者のうち，旭川市内に本社を有する林業事業体。	林業機械の導入費用の1/2以内で，補助金上限額は1,000万円。	①北海道立北の森づくり専門学院上川地域支援協議会賛助団体へ参画すること。 ②申請年度の翌年度から5年間，導入機械の稼働状況の報告を行うこと（場所・内容・成果等）。
中型林業 機械	対象経費が1台当たり60万円を超え，400万円以下の林業機械（アタッチメント，測量機械，ドローンなど）。	旭川市内に本社を有する林業事業体。	林業機械の導入費用の1/2以内で，補助金上限額は200万円。	①申請年度の翌年度から2年間，導入機械の稼働状況の報告を行うこと（場所・内容・成果等）。
小型林業 機械	対象経費が1台当たり30万円を超え，60万円以下の林業機械（刈払い機，チェーンソーなど）。	①旭川市内に本社を有する林業事業体。 ②旭川市内に居住する林業従事者。	林業機械の導入費用の1/3以内で，補助金の上限額は20万円。	①申請年度の翌年度から1年間，導入機械の稼働状況の報告を行うこと（場所・内容・成果等）。 ②林業事業体が申請する場合には，1者当たり3台までとする。

【備考】※3区分共通事項

林業機械について	林業機械とは、持続可能な森林整備を推進するために必要な林業機械で、間伐材等の生産や地域の木材安定供給及び利用促進に資するとともに、機械の性能が、受益範囲、利用計画等からみて適切なものであること。
補助対象者について	①市税に滞納がないこと。 ②旭川市暴力団排除条例（平成26年3月25日条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。
対象経費、補助率及び補助金額について	①国等の他の補助制度を受けて導入する場合は、補助残額（自己負担額）の1/4以内とする。 ②算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。 ③消費税及び地方消費税相当額は対象外とする。 ④導入する林業機械は新品であること。 ⑤2者以上の交付決定となる場合で、補助金交付決定見込額の合計額が予算の範囲を超えるときは、予算の範囲内で調整する。
交付要件について	①導入する林業機械に操作資格が必要である場合には、操作資格を保有していること又は保有している従事者が在籍していること。なお、操作資格を有していない場合には、申請年度内に操作資格を取得する見込みがあること。 ②申請年度内又は申請年度の翌年度内において、少なくとも1回は旭川市内の山林で使用し、報告すること（作業量、山林の所管、受託形式は問わない。）。